

## 仕様書

### 1 品名

申請書作成機器及びプリンター

### 2 数量

- ・申請書作成機器 3台
- ・プリンター 3台

※それぞれ1台ずつ接続し、1式とする

### 3 規格等

次のとおり(1)(2)それぞれについて、いずれか1機種を選定すること。

#### (1) 申請書作成機器

	メーカー	製品	品番・型名
1	株式会社ジェイエスキューブ	PASiD Face (パシッド フェイス)	EXC9100PF
2	NEC プラットフォームズ株式会社	公的 IC カード対応申請書発行装置 (マイナンバーカードモデル)	CC-2545
3	行政システム株式会社	MAINAPIT Pro (マイナピット プロ)	XC-STFR2J-MN/ PA-J510

#### (2) プリンター

	メーカー	製品	品番・型名
1	沖電気工業株式会社	B432dnw	B-432dnw
2	日本電気株式会社	MultiWriter5350	PR-L5350

※それぞれケーブル等の付属品等を含む。

(1)(2)で選定した機種同士が接続可能であること。

※当該機種の製造中止等が判明した場合は、当該機種の後継機種で、かつ、必要な性能、規格を満たすものであると購入所管課が認めれば、当該後継機種を納入することができる。

### 4 納入期限

令和7年11月28日(金)

### 5 納入場所

所在地	住所	数量
葵区役所戸籍住民課	〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号 葵区役所1階	1式
駿河区役所戸籍住民課	〒422-8550 静岡県静岡市駿河区南八幡町10番40号 駿河区役所1階	1式
清水区役所戸籍住民課	〒424-8701 静岡県静岡市清水区旭町6番8号 清水区役所1階または3階	1式

## 6 設定要件

- (1) 次の本人確認書類を読み取り、読み取った情報から申請書等の作成ができること。
  - a マイナンバーカード
  - b 在留カード
  - c 運転免許証
- (2) 年齢層を問わず多様な利用者が使用することを想定していることから、IT に不慣れな方でも安易に操作できるように配慮された仕組みであること。
- (3) 顔認証または暗証番号入力等の認証により、本人確認ができ、カードの読み取りだけで各種申請書等に自動で印字できる機能（カードの IC チップデータを読み出すために必要な照合番号を自動で読み取る OCR 機能など。）を有すること。ただし、マイナンバーカード読み取り時は、顔認証や暗証番号入力等の認証を不要とする機能を有すること。
- (4) 6（1）で掲げられた本人確認書類を装置に挿入した後に、券面表裏の画像スキャンング及び IC チップデータの取得後に本人確認書類を取り出せること。
- (5) 6（1）で掲げられた本人確認書類を装置に挿入した際に、有効期限が切れている場合にはエラー検出される機能を有すること。
- (6) 作成する各種申請書等を追加及び変更できる機能を有すること。
- (7) 作成する各種申請書等の追加及び変更については、購入所管課側で操作可能な機能を備えていることが望ましいが、納入者側での設定が必要な場合でも、当該機能が機器に標準搭載されており、将来的な追加及び変更に対応可能な設計であること。また、帳票の設定に必要なツールやマニュアル等は機器に付属すること。
- (8) 申請書等の印刷は、カード取り忘れ防止のため、カードリーダーから取り出さないと印刷フェーズに移行しないようにすること。
- (9) 複数の申請書等を選択でき一括して印刷できること。
- (10) 申請書等の選択画面はフォルダによるグループや階層分けができ、目的により申請書等を選択しやすい仕組みとなっていること。
- (11) 一定時間無操作の場合、自動で初期画面に遷移し、入力中の情報が削除されること。
- (12) 一連の申請書等の作成処理が終了した後は、個人情報を残さない処理ができるなど、情報セキュリティに配慮されたシステムであること。

## 7 特記事項

- (1) 決定後、速やかに購入所管課担当者と連絡を取ること。
- (2) 初期設定については、契約締結後、別途購入所管課担当者と協議の上、詳細を調整するものとする。
- (3) 保証として、納入機器については、納入から1年間の翌営業日訪問修理または SEND バック修理及び、修理に必要な部品の無償交換同等以上のサービスとすること。

- (4) 納入場所職員が当該機器利用者への操作支援を行う時に使用する、画面遷移や操作方法が分かるマニュアル等を提出すること。
- (5) 購入品の配送、運搬、搬入および組立て等、本契約の履行にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。
- (6) 作業進行の際には、安全管理について十分配慮し、事故等については、納入者の責任において対応するものとする。
- (7) 梱包に使用した段ボール箱、ビニール等は全て持ち帰ること。
- (8) この仕様書に明示されていない事項または疑義が生じたときは、双方協議の上、解決するものとする。

## 8 購入所管課

総合政策局 DX推進課 担当 森本 電話 054-221-1341